

10. 巻末資料

10.1 計画目標に関する補足データ

計画目標の関する補足データとして、「本市のみどりの現況」「今後の都市公園整備量」「【参考】緑地確保の目標水準」を示します。

10.1.1 本市のみどりの現況（都市公園等、地域制緑地等）

表 10.1 都市公園①

公園種別	箇所数	都市公園面積 (ha)	供用開始面積 (ha)
街区公園	73	20.34	20.21
近隣公園	9	20.6	20.70
地区公園	3	21.0	21.00
総合公園	1	12.4	12.40
運動公園	1	20.8	20.80
風致公園	1	5	5.00
都市緑地	6	9.07	9.07
合計	94	109.21	109.18

出典：市資料（令和4年7月28日現在）

表 10.2 都市公園②

地域・No	種別	公園名	通称公園名	都市公園面積 (ha)	供用開始面積 (ha)	用途地域外	
具志川	1	街区公園	江洲第1公園	江洲中央公園	0.25	0.25	
	2	街区公園	江洲第3公園	いーしぬめー公園	0.25	0.25	
	3	街区公園	江洲第4公園	なかばる公園	0.35	0.35	
	4	街区公園	宇堅公園	宇堅児童公園	0.42	0.42	外
	5	街区公園	田場公園	田場児童公園	0.87	0.87	
	6	街区公園	宮里公園	宮里児童公園	0.40	0.26	
	7	街区公園	喜仲公園	喜仲児童公園	0.33	0.33	
	8	街区公園	上平良川公園		0.51	0.51	
	9	街区公園	西原第1公園		0.70	0.70	
	10	街区公園	安慶名第1公園		0.30	0.30	
	11	街区公園	江洲第5公園	うまんちゅ健康文化交流広場	0.55	0.55	
	12	街区公園	川崎公園		0.70	0.70	外
	13	街区公園	交通安全広場		0.20	0.20	
	14	街区公園	スポーツ広場		0.12	0.12	
	15	街区公園	希望の広場		0.12	0.12	
	16	街区公園	がじゅまる公園		0.09	0.09	
	17	街区公園	ひまわり公園		0.10	0.10	
	18	街区公園	あだん公園		0.23	0.23	
	19	街区公園	げんき公園		0.07	0.07	
	20	街区公園	さんかく公園		0.08	0.08	
	21	街区公園	みどり公園		0.31	0.31	
	22	街区公園	さくら公園		0.39	0.39	
	23	街区公園	ビーバー公園		0.28	0.28	
	24	街区公園	太陽公園		0.32	0.32	
	25	街区公園	のびのび公園		0.33	0.33	

地域・No	種別	公園名	通称公園名	都市公園面積 (ha)	供用開始面積 (ha)	用途地域外	
具志川	26	街区公園	パンダ公園	0.26	0.26		
	27	街区公園	わんぱく公園	0.23	0.23		
	28	街区公園	エンジェル公園	0.38	0.38		
	29	街区公園	市民広場	0.74	0.74		
	30	街区公園	豊原農村公園	0.32	0.32	外	
	31	街区公園	前原農村公園	0.26	0.26	外	
	32	街区公園	具志川番所跡公園	0.04	0.04		
	33	街区公園	栄野比公園	0.61	0.61	外	
	34	街区公園	川田公園	0.20	0.20	外	
	35	街区公園	高江洲農村公園	0.24	0.24	外	
	36	街区公園	安慶名第2公園	0.06	0.06		
	37	街区公園	安慶名第3公園	0.08	0.08		
	38	街区公園	安慶名第4公園	0.08	0.08		
	39	街区公園	安慶名第5公園	0.23	0.23		
	40	街区公園	下原スポーツ広場	0.80	0.80	外	
	41	街区公園	どんぐりフレンドパーク	0.60	0.60	外	
	42	近隣公園	昆布公園	1.40	1.40	外	
	43	地区公園	喜屋武マーブ公園	6.40	6.40	外	
44	地区公園	安慶名中央公園	4.40	4.40	外		
45	運動公園	具志川市運動公園	具志川運動公園	20.80	20.80	外	
46	風致公園	野鳥の森公園		5.00	5.00	外	
地域計				51.40	51.26		
石川	1	街区公園	赤崎公園	0.13	0.13		
	2	街区公園	渡口公園	0.05	0.05		
	3	街区公園	富森公園	0.12	0.12		
	4	街区公園	東山公園	0.10	0.10		
	5	街区公園	長佐久公園	0.12	0.12		
	6	街区公園	前原公園	0.18	0.18		
	7	街区公園	わかば公園	0.17	0.17		
	8	街区公園	東山ふれあい公園	0.40	0.40		
	9	街区公園	東恩納公園	0.15	0.15		
	10	街区公園	東山第3公園	0.29	0.29		
	11	街区公園	世栄津の森公園	0.25	0.25		
	12	街区公園	親田原公園	0.15	0.15		
	13	街区公園	石川運動広場	0.32	0.32	外	
	14	街区公園	赤崎第2公園	IT事業支援センター	0.18	0.18	
	15	街区公園	石川イッペ-の森	0.87	0.87	外	
	16	近隣公園	伊波公園	2.20	2.30	外	
	17	地区公園	石川公園	10.20	10.20		
	18	都市緑地	市民の森公園	7.53	7.53	外	
	19	都市緑地	前原西公園	0.22	0.22		
	20	都市緑地	さくら公園	0.15	0.15		
	21	都市緑地	あけぼの公園	0.15	0.15		
	22	都市緑地	世栄津の森	0.18	0.18		
	23	都市緑地	石川緑地広場	0.84	0.84	外	
地域計				24.95	25.05		
勝連	1	街区公園	平安名公園	0.12	0.12		
	2	街区公園	内間公園	0.14	0.14		
	3	街区公園	平安名第二公園	0.17	0.17		

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化び地の目標

5. 推及緑進び地の緑の方化保針の全

6. の推及緑進び地策の緑のた化保めの全

7. 地域別計画

8. 配地緑慮区化地・重区保点全

9. 向計画て実現に

10. 巻末資料

地域・No	種別	公園名	通称公園名	都市公園面積 (ha)	供用開始面積 (ha)	用途地域外		
勝連	4	街区公園	南風原公園		0.24	0.24	外	
	5	街区公園	南風原第二公園		0.11	0.11	外	
	6	街区公園	津堅公園		0.09	0.09	外	
	7	街区公園	浜公園		0.15	0.15	外	
	8	街区公園	比嘉公園		0.15	0.15	外	
	9	街区公園	シートピア勝連公園(1号)		0.14	0.14	外	
	10	街区公園	シートピア勝連公園(2号)		0.03	0.03	外	
	11	街区公園	平敷屋運動広場		0.23	0.23	外	
	12	近隣公園	平敷屋公園	タキノー	0.50	0.50	外	
	13	近隣公園	南風原ふれあいパーク		1.70	1.70	外	
	14	近隣公園	キャロット愛ランド		10.00	10.00	外	
	15	近隣公園	浦ヶ浜公園		1.80	1.80	外	
	16	近隣公園	浜漁港緑地公園		0.90	0.90	外	
	地域計				16.47	16.47		
	与那城	1	街区公園	屋慶名東公園		0.10	0.10	
		2	街区公園	与那城公園		0.43	0.43	
3		街区公園	平安座東公園		0.14	0.15		
4		街区公園	西原公園		0.14	0.14		
5		街区公園	屋慶名西公園		0.11	0.11		
6		街区公園	桃原公園		0.97	0.97	外	
7		近隣公園	平安座西公園		1.00	1.00	外	
8		近隣公園	宮城中央公園		1.10	1.10	外	
9		総合公園	与那城町総合公園	与那城総合公園	12.40	12.40	外	
地域計				16.39	16.40			
都市公園合計				109.21	109.18			
用途地域			内 (58 か所)	23.79	23.66			
			外 (36 か所)	85.42	85.52			

出典：うるま市資料（令和4年7月28日現在）

表 10.3 都市公園へ編入予定のその他の公園

地域・No	種別	公園名	整備予定 (ha)	用途地域外	所在地区	
具志川	1	その他	仲嶺ハイツ公園	0.03	外	仲嶺
	2	その他	安慶名プロムナード	1.81		安慶名
	3	その他	川敷原第2区画整理内	0.04		川敷原
	4	その他	兼箇段公園(仮)	0.03	外	兼箇段
	地域計			1.91		
石川	1	その他	石川浄水場広場	2.33	外	石川東恩納
	2	その他	キャッスル公園	0.06		石川伊波
	3	その他	美原地区公園	0.03	外	石川東恩納
	4	その他	高原展望台	0.13	外	石川山城
	地域計			2.55		
勝連	1	漁港	うみんちゅ広場	0.94	外	勝連南風原
	2	漁港	シルミチュー公園	0.33	外	勝連比嘉
	3	その他	勝連総合グラウンド	2.58		勝連平安名
	地域計			3.85		
与那城	1	農村公園	照間農村公園	0.33	外	与那城照間
	2	農村公園	饒辺農村公園	0.09	外	与那城饒辺
	3	農村公園	上原農村公園	0.21	外	与那城上原
	4	その他	ヌト' ャンチ公園	0.03	外	与那城伊計
	5	その他	伊計農村公園	0.03	外	与那城伊計
	6	農村公園	池味農村公園	0.14	外	与那城宮城
	地域計			0.83		
合計			9.14			
用途地域			内 (4 か所)		4.49	
			外 (13 か所)		4.65	

出典：うるま市公園整備プログラム（平成27年3月）、市資料（令和4年7月28日現在）

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化び地の目標全

5. 推及緑進び地の緑の方化保計の全

6. の推及緑進び地策の緑の方化保めの全

7. 地域別計画

8. 配地緑慮区化地・重区保点全

9. 向計画て実現に

10. 巻末資料

表 10.4 公共施設緑地（その他の公園）

地域・No	種別	公園名	供用開始面積 (ha)	用途地域外	
具志川	1	その他	緑地（州崎）	3.70	
	2	その他	肝高公園	3.90	
	3	その他	州崎中央公園	2.80	港湾計画にて削除予定
	4	その他	津梁公園	2.80	
	5	その他	なかきす公園	1.00	港湾計画にて削除予定
	6	その他	新夢咲公園	2.44	
	7	その他	全国植樹祭記念の森広場	0.13	外
	8	その他	兼箇段城跡	2.82	外
	9	その他	赤野コミュニティ広場	0.13	外
	10	その他	多目的グラウンド	1.13	外
			20.85		
石川	1	その他	石川イベント公園	1.90	外
	2	その他	県立石川青少年の家	1.30	外
	3	その他	東恩納闘牛場	0.18	外
	4	その他	伊波闘牛場	0.03	外
	5	その他	山城農村公園	0.20	外
	6	その他	石川西緑道 1 号線	1.39	
	7	その他	石川西緑道 2 号線		
	8	その他	石川西緑道 3 号線		
			5.00		
与那城	1	その他	屋慶名闘牛場	0.08	外
	2	その他	海中道路ロードパーク	3.37	外
	3	その他	平安座南港湾緑地広場	3.09	外
	4	その他	仲原遺跡	0.47	外
			7.01		
公共施設緑地（その他の公園）合計			32.86	現況値：29.06ha 中城湾港港湾計画にて 廃止予定の 3.8ha を除く	
用途地域		内（9 か所）	18.03		
		外（13 か所）	14.83		

出典：うるま市公園整備プログラム（平成 27 年 3 月）、うるま市資料（令和 4 年 7 月 28 日現在）

表 10.5 民間施設緑地

名称	面積 (ha)
ビオスの丘	24.35
沖縄ロイヤルゴルフクラブ（アンサ沖縄リゾート）	104.68
具志川ゴルフクラブ	18.43
高原ゴルフクラブ	12.80
美原ゴルフレンジ	1.70
具志川グリーンタウン公園	0.06
合計	162.02

出典：平成 30 年度中部広域都市計画基礎調査の土地利用現況図及び、航空写真（令和 2 年 6 月 5 日撮影）より GIS 求積

表 10.6 地域制緑地

区分		平成 30 年 現況 (ha)		計 (ha)	
地域制緑地	法	地域森林計画対象民有林	—	1,475	3,238.86
		風致地区	—	2.1	
		保安林	—	170	
		農振農用地	—	1,892	
		河川区域	—	70	
		史跡・天然記念物等文化財	—	30.95	
		重複面積	—	▲ 401.19	
	条例	勝連城跡の環境保全に関する条例	—	38.2	58.96
		うるま市景観地区条例	111.3ha（勝連南風原景観地区本集落ゾーン、県道 16 号線ゾーン、勝連城跡環境保全ゾーン）の緑地率 15%として計上（最大値）	16.70	
			勝連浜比嘉景観地区の緑地率最大 20%として計上	4.06	
	地区計画	安慶名地区 (16.2ha のうち、13.3ha 済)	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.57	4.51
		石川西地区	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.99	
		石川南地区（石川南センター地区）	民有地率 70%の緑化率 20%として計上	0.59	
		石川南地区（石川南沿道利用地区）	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.05	
		下原地区	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	2.31	
	土地区画整理事業	赤道宮里地区	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	1.12	10.0
		喜仲地区	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.37	
		天願地区	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	3.41	
		江洲地区	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.72	
		仲嶺・上江洲地区	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.70	
江洲第二地区		民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.72		
川敷原地区		民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.06		
川敷原第二地区		民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.05		
白原浜地区		民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.35		
前原地区		民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.83		
前原西地区		民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.43		
東山原地区		民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.98		
長佐久地区		民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.13		
屋慶名地区	民有地率 70%の緑化率 5%として計上	0.13			
合計				3,312.33	

出典：地域森林計画対象民有林、風致地区、保安林：平成 30 年度中部広域都市計画基礎調査、河川区域：第 3 次うるま市国土利用計画、史跡・天然記念物等文化財：うるま市指定文化財リスト（令和 4 年 3 月 25 日現在）、地区計画：うるま市 HP、※現況値：うるま市資料（令和 4 年 7 月 28 日現在）、うるま市都市計画図（令和 4 年 5 月 2 日更新）、仲嶺・上江洲地区土地利用計画図、景観地区面積は令和 3 年都市計画現況調査（平成 3 年 3 月 31 日現在）

1. 計画の概要
2. 現況調査
3. 計画課題
4. 緑及緑化び地の目標
5. 推及緑進び地の緑の方化保計の全
6. の推及緑進び地策の緑の方化保め
7. 地域別計画
8. 配地緑慮区化地・重区保点全
9. 向計画て実現に
10. 巻末資料

表 10.7 史跡・天然記念物等文化財

種別	指定区分	文化財名	員数	面積 (ha)	備考
史跡	国	伊波貝塚	1 か所	0.53	GIS 図上計測
史跡	国	安慶名城跡	1 か所	4.10	GIS 図上計測
史跡	国	勝連城跡	1 か所	13.78	GIS 図上計測
史跡	国	仲原遺跡	1 か所 遺構 11 基	0.48	
遺跡関係	国登録	平敷屋製糖工場跡	1 か所	0.04	
史跡	県	平安名貝塚	1 か所	0.58	GIS 図上計測
史跡	県	伊波城跡	1 か所	1.04	GIS 図上計測
史跡	市	平敷屋タキノー	1 か所	0.10	
史跡	市	アマミチューの墓	1 基	-	
史跡	市	ヤマトウンチュウ墓	1 基	3.38	
史跡	市	ワイトゥイ	1 か所	-	
史跡	市	平安座西グスク	1 か所	1.60	
史跡	市	新川・クボウグスク周辺の陣地壕群	1 基	-	クボウグスクの植物群落に含まれる
史跡	市	兼筒段ジョーミーチャー墓	1 基	0.16	
史跡	市	田場ガー	1 か所	0.02	
史跡	市	大田坂（ウフタバ）	1 か所	0.02	GIS 図上計測
史跡	市	沖縄諮詢会堂跡	1 か所	0.09	
史跡	市	東恩納博物館跡	1 か所	0.06	
史跡	市	石川部落事務所	1 か所	0.05	
史跡	市	藪地洞穴遺跡（ジャネーガマ）	1 か所	0.05	
史跡	市	宮城島のヒータチ（火立て）跡	1 か所	0.07	
天然記念物 （植物）	市	クボウグスクの植物群落	1 か所	4.81	
合計				30.95	

出典：うるま市指定文化財リスト（令和 4 年 3 月 25 日現在）

10.1.2 今後の都市公園等の整備量

表 10.8 都市公園の今後の整備量

地域・No	種別	公園名	整備予定面積 (ha)	用途地域外	備考	
具志川	1	街区公園	江洲第2公園 ※整備中	0.37		都市計画決定面積 0.37ha
	2	街区公園	平良川公園	0.30		都市計画決定面積 0.30ha
	3	街区公園	江洲第6公園	0.28		都市計画決定面積 0.28ha
	4	街区公園	赤野公園 ※整備中	0.60	外	未決定
	5	街区公園	天願公園 ※整備中	0.65	外	未決定
	6	近隣公園	江洲公園	3.57		都市計画決定面積 6.40ha
	7	近隣公園	ヌーリ川公園 ※整備中	6.20		都市計画決定面積 6.20ha
	8	近隣公園	上江洲バンタ公園	0.20	外	都市計画決定面積 2.80ha
	9	風致公園	港原海浜公園	3.02	外	都市計画決定面積 25.10ha
	10	街区公園	(仮称)大田街区公園	0.25	外	
	11	街区公園	(仮称)兼箇段街区公園	0.25	外	
	12	街区公園	(仮称)上江洲街区公園	0.25	外	
	13	街区公園	(仮称)志林川街区公園	0.30		
	14	街区公園	(仮称)赤道街区公園	0.25		
	15	街区公園	(仮称)塩屋街区公園	0.25		
地域計			16.74			
石川	1	街区・近隣	前原1号公園	0.17		石川東恩納
	2	歴史公園	(仮称)伊波城跡公園	4.00		石川伊波
	3	街区公園	石川西公園 ※整備中	0.47		都市計画決定面積 0.47ha
	4	街区公園	(仮称)嘉手苺街区公園	0.25	外	
	5	街区公園	(仮称)山城街区公園	0.25	外	
	6	街区公園	(仮称)東山街区公園	0.25		
	7	街区公園	(仮称)東恩納街区公園	0.25		
地域計			5.64			
勝連	1	総合公園	勝連城跡公園① ※整備中	6.80	外	都市計画決定面積 6.80ha あまわりパークの一部
	2	街区公園	(仮称)饒辺街区公園	0.25	外	
	3	街区公園	(仮称)平安名街区公園	0.25		
	4	街区公園	(仮称)屋慶名街区公園	0.25		
	5	街区公園	(仮称)与那城西原街区公園	0.25		
地域計			7.80			
合計		整備予定 (21 か所)	15.09			
		整備中 (6 か所)	15.09			
用途地域	内 (16 か所)		17.41			
	外 (11 か所)		12.77			

出典：市資料（令和4年7月28日現在）、うるま市公園整備プログラム（平成27年3月）

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化び地の目標全

5. 推奨進び地の緑の方化保針の全

6. の推奨進び地策の緑のた化保めの全

7. 地域別計画

8. 配地緑慮区化地・重区保点全

9. 向計け画て実現に

10. 巻末資料

表 10.9 公共施設緑地（その他の公園）の今後の整備量

地域・No	種別	公園名	整備予定面積 (ha)	用途地域外	備考	
石川	1	その他	(仮称) ブルファイトパーク	4.0	外	石川 IC 周辺
	地域計			4.0		
勝連	1	その他	勝連城跡公園② ※整備中	3.2	外	都市計画決定以外
	地域計			3.2		
合計				7.2		
			整備予定 (1 か所)	4.0		
			整備中 (1 か所)	3.2		
用途地域			内 (0 か所)	0.0		
			外 (2 か所)	7.2		

出典：うるま市公園整備プログラム（平成 27 年 3 月）、うるま市石川地域まちづくり推進計画素案（令和 5 年 1 月）、市資料（令和 4 年 7 月 28 日現在）

表 10.10 地域制緑地（地区公園等）の今後の整備量

地域・No	種別	公園名	整備予定面積 (ha)	用途地域外	備考
具志川	1	地区計画によるもの	安慶名地区 2.9ha (16.2ha のうち残部分)	0.10	民有地率 70%の緑化率 5%として計上

出典：(地区計画) うるま市 HP、うるま市都市計画図（令和 4 年 5 月 2 日更新）

10.1.3 (参考) 緑地確保の目標水準

「緑の基本計画ハンドブック（令和3年度版）」に基づき、目標年（令和24年）の将来市街地面積に対する緑地の確保目標量についてみると以下のとおりとなります。

「沖縄県広域緑地計画（平成30年3月）」では、緑地確保の目標水準を将来市街地の30%以上としています。

表 10.11 緑地確保の目標水準算出の諸元

項目	前計画時の目標値 令和11年 (2029年)	現況 令和4年 (2022年)	今後の整備 予定量	新たな目標値 令和24年 (2042年)	備考
①都市計画区域面積 (将来) (ha)	8,601	8,702	-	8,702.0	現況値採用（平成30年都市計画基礎調査）
②将来市街地面積 (ha)	2,449	2,081.3	32.7	2,114.0	現況値採用（庁内資料（令和元年8月時点））目標値：産業基盤整備事業に係る都市計画変更案資料（うるま市）による用途地域の変更32.7haを加算
③都市計画区域内の 緑地確保目標量 (ha)	4,124.4	3,721.88	37.38	3,755.46	中城湾港港湾計画にて廃止予定の3.8haを削除している
④将来市街地内の緑 地確保目標量 (ha)	411.13	213.01	17.41	230.42	用途地域内の緑地確保目標
⑤将来市街地に接し た周辺地域の緑地 面積 (ha)	-	-	-	478.30	地域制緑地検討区域（478.3ha） （うるま市みどりの基本計画 （平成22年3月）） ※地域制緑地と概ね重複

表 10.12 緑地確保の目標水準

項目	前計画 目標値 令和11年 (2029年)	新たな 目標値 令和24年 (2042年)	備考
市街地内（用途地域内）の緑地配置の目標水準を示す指標（%）	16.8%	10.9%	④将来市街地内の緑地確保目標量 ÷②将来市街地面積
本市全域（都市計画区域内）での緑地配置の目標水準を示す指標（%）	48.0%	43.2%	③都市計画区域内の緑地確保目標量 ÷①都市計画区域面積（将来）
実質的な市街地内の緑地の目標水準を示すための指標（%）	30.4%	27.3%	(④将来市街地内の緑地確保目標量 + ⑤将来市街地に接した周辺地域の緑地面積) ÷ (②将来市街地面積 + ⑤将来市街地に接した周辺地域の緑地面積)

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化び地の目標値

5. 推及緑進び地の緑の方化保計の全

6. の推及緑進び地策の緑の方化保めの全

7. 地域別計画

8. 配地緑慮区化地・重区保点全

9. 向計け画て実現に

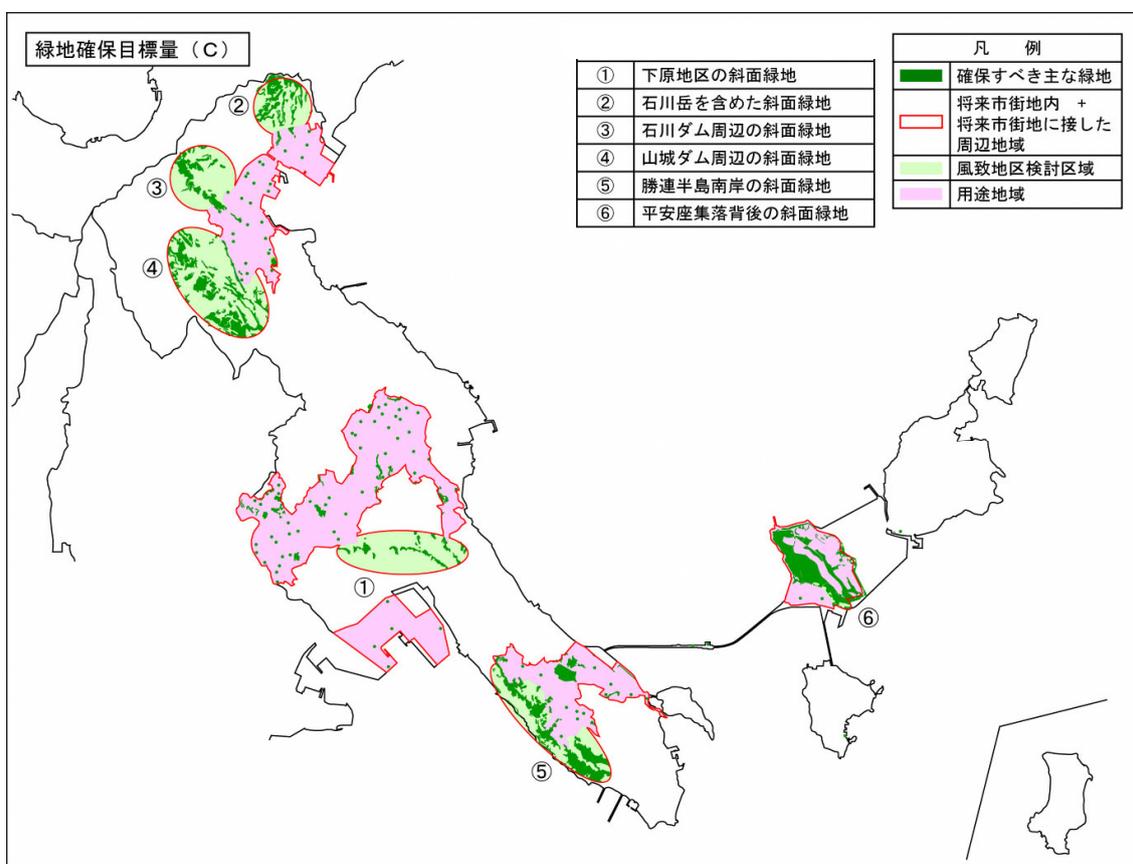
10. 巻末資料

【参考】地域制緑地検討区域（478.3ha）（うるま市みどりの基本計画（平成22年3月））

※本計画では農用地や地域計画対象民有林、保安林等を算定しており、概ね地域制緑地と重複している。

将来市街地に接した周辺地域の緑地対象地

対象地	沖縄県広域緑地計画での位置付け	面積 (ha)
下原地区の斜面緑地	領域を分ける骨格	67.4
石川岳を含めた斜面緑地	自然回復の場や歴史的強度的環境となるみどり	89.3
石川ダム周辺の斜面緑地	丘陵・斜面の樹林地	47.2
山城ダム周辺の斜面緑地	水辺のみどり	131.8
勝連半島南岸の斜面緑地	水辺のみどり	101.9
平安座集落背後の斜面緑地	丘陵・斜面の樹林地	40.7
合計		478.3



参考：うるま市みどりの基本計画（平成22年3月）

【参考】うるま市みどりの基本計画（平成22年3月）

●施設緑地の確保目標

	平成21年（現況）	平成41年（目標年次）
都市公園	91.61 ha	178.77 ha
公共施設緑地 （その他の公園）	38.47 ha	40.80 ha
民間施設緑地	164.12 ha	164.12 ha

※都市公園の確保目標量は、供用開始面積＋未供用の都市計画決定面積 54.61ha＋新規公園 32.55ha

※公共施設緑地の確保目標量は、現況値＋（仮称）石川浄水場広場

※都市公園等の整備目標はp39参照、都市公園等一覧は参考資料p59～61参照

●地域制緑地の確保目標

	平成21年（現況）	平成41年（目標年次）
法によるもの	1,437.96 ha	3,490.96 ha
条例によるもの	38.2 ha	38.2 ha
地区計画等	－ ha	1.55 ha

※法によるものの現況値は、地域森林計画対象民有林1,367ha（森林法）、保安林174ha（森林法）、風致地区2.1ha（都市計画法）、河川区域70ha（河川法）が該当（重複面積175.14ha）。

※条例によるものの現況値は、環境保全地区57.4ha（勝連城跡の環境保全に関する条例）が該当（重複面積19.2ha）。

※地区計画等の確保目標量は、地区計画区域（安慶名地区16.2ha＋石川西地区28.0ha）の緑地率5%（浦添南第一地区地区計画の緑化率の最低限度を参考）とした場合の緑地面積（民有地率70%とした場合）。

●公共施設及び民間施設の緑化面積の確保目標

	平成21年（現況）	平成41年（目標年次）
公共施設	16.95 ha	36.50 ha
民間施設	116.31 ha	128.84 ha

※緑化面積の確保目標値は、緑化率20%未満の施設を緑化率20%とした場合の緑化面積に、緑化率20%以上の施設の緑化面積を足した数値。

●公共施設及び民間施設のグラウンドの確保目標

	平成21年（現況）	平成41年（目標年次）
公共施設	40.77 ha	40.77 ha
民間施設	3.89 ha	3.89 ha

【参考】沖縄県広域緑地計画（平成30年3月）

■都市公園等の計画必要量

（単位：ha、人、㎡/人）

都市圏	現況値			将来推計値			将来目標値		
	現況人口	供用開始済面積	一人当たり公園面積	将来人口	将来都市公園面積	将来一人当たり公園面積	目標水準（㎡/人）	標準目標量	必要計画量
那覇広域	808,555	555.6	6.9	797,313	846.6	10.6	14.9	1,189.0	342.4
南城	41,747	23.3	5.6	40,016	46.6	11.7	24.8	99.1	52.5
中部広域	338,667	336.1	9.9	346,545	486.4	14.0	17.0	589.6	103.2
名護	62,215	123.4	19.8	61,888	151.0	24.4	24.4	151.0	0.0
本部	13,556	73.5	54.2	11,655	96.8	83.1	85.5	99.7	2.9
宮古	49,066	107.5	21.9	44,232	346.1	78.2	89.8	397.3	51.2
石垣	49,085	243.2	49.5	50,288	406.4	80.8	82.1	412.9	6.5
合計	1,362,891	1,462.5	10.7	1,351,936	2,379.8	17.6	21.7	2,938.5	558.6

【参考】目標値の根拠と基準について

根拠	基準
都市公園法施行令第1条の2	市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ「10㎡以上」「5㎡以上」 市街地における住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準（住区基幹公園の計画的配置量等を勘案）5㎡以上
緑の政策大綱（平成6年建設省決定）	1人あたり都市公園等面積：長期的に20㎡ 市街地（緑辺部を含む）における緑地の面積割合を3割以上
社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告（平成19年6月）	連担した市街地において持続性のある『みどり』の割合（公的緑地率）を概ね30%以上確保

10.2 在来種の活用、外来種対策に関する資料

10.2.1 土地本来のみどりの考え方

「緑の美ら島づくり行動計画 緑の美ら島の創造をめざして」（平成24年3月沖縄県）において、土地本来の緑の考え方を解説していますので、以下に紹介します。

【解説 土地本来の緑の考え方】

1) “土地本来の緑”とは

- ・“土地本来の緑”とは、「潜在的自然植生」を構成する種またはその植生を指します。「潜在自然植生」とは、人の手が入らない条件のもとで、その土地の環境条件に応じて自然に成立する緑のことをいいます。

2) “土地本来の緑”がなぜ大切なのでしょうか

- ・沖縄の森林緑地に生息・生育する動植物の希少種や固有種は、その土地本来の森林緑地の環境が育んできた生き物たちです。このため、目標の（生物多様性の保全）を達成するためには、できるだけこのような緑を保全・再生・創出していくことが重要です。また、“土地本来の緑”による保全および緑化には次のような利点があります。

- ✓土地本来の高木と中木を植えることで、将来はその環境に見合った低木や草花なども自然と入り込み、それに続いて、その環境にあった動物が生息するようになります。
- ✓本来の強度の風景を構成する緑であり、沖縄らしい景観を創り出します。
- ✓しっかりと根を張るので、防災上も単層林と比較すると安全です。
- ✓外来種による緑化などに比べると管理の手間も少なくてすみます。

出典：「緑の美ら島づくり行動計画 緑の美ら島の創造をめざして」（平成24年3月沖縄県）

10.2.2 植栽樹の考え方と推奨樹種一覧

都市部や市街地における開発において、「生物多様性を保全するみどりの保全」を推進するにあたっては、地域本来の自然環境や景観の再生を目指すことが大切であり、在来植物の積極的な導入とその適切な管理が求められます。

そうした植栽の設計や管理において、利用する植物種の選定は重要な要素の1つです。また、どのような在来植物を選定するのか、それらをどのように適切に管理していくのかは、その種類ごとの特性を理解する必要があります。

過去に県内で植栽されていたが、現在では侵略的な外来種として指定されていたり、使用が規制されている種も存在しており、このような種の使用は行わないような配慮が必要です。

(1) 推奨樹一覧

沖縄県では、「沖縄県緑の回廊形成ガイドライン」（令和2年3月沖縄県）において、緑の回廊形成に向けて推奨される土地本来の在来の樹種の他に、現在植栽樹種として一般的に利用されている種（外来種を含む）のリストを作成しています。※街路樹の推奨樹種ではありません。

推奨種リスト：高木

生育型	形態	種名	在来種/ 外来種 区分*	特徴		
				本来の自然環 境に回復が期 待できる種	沖縄らし さを感じ られる種	花や樹形 を楽しめ る種
高木	常緑広葉	アカテツ	在来種 A	●		
高木	落葉広葉	アコウ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	アマミアラカシ	在来種 A	●		●
高木	常緑広葉	イスノキ	在来種 A	●		
高木	落葉広葉	エゴノキ	在来種 A	●		●
高木	常緑広葉	オオハマボウ	在来種 A	●	●	●
高木	常緑広葉	オキナワシャリンバイ	在来種 A	●		●
高木	常緑広葉	ガジュマル	在来種 A	●	●	
高木	落葉広葉	カンヒザクラ	在来種 B		●	●
高木	常緑広葉	クスノハカエデ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	クロヨナ	在来種 A	●		●
高木	落葉広葉	クワノハエノキ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	サガリバナ	在来種 A	●	●	●
高木	常緑広葉	サンゴジュ	在来種 A	●		
高木	落葉広葉	シマグワ	在来種 A	●		●
高木	半落葉広葉	シマトネリコ	在来種 A	●		
高木	落葉広葉	センダン	在来種 A	●		●
高木	常緑広葉	タイワンウオクサギ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	タブノキ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	テリハボク	在来種 B		●	●
高木	常緑広葉	ニッケイ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	ハマイヌビワ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	ハマビワ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	ピロウ	在来種 A	●	●	
高木	常緑広葉	ホルトノキ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	モクタチバナ	在来種 A	●		●
高木	常緑広葉	モモタマナ	在来種 A	●	●	
高木	常緑広葉	ヤブツバキ	在来種 B			●
高木	落葉広葉	ヤブニッケイ	在来種 A	●		
高木	常緑広葉	リュウキュウコクタン	在来種 A	●		
高木	常緑針葉	リュウキュウマツ	在来種 A	●	●	●
高木	落葉広葉	サルスベリ類	外来種 B			●
高木	常緑広葉	ソシンカ類	外来種 B			●
高木	落葉広葉	トックリキワタ	外来種 B			●
高木	常緑広葉	フクギ	外来種 A		●	

出典：「沖縄県緑の回廊形成ガイドライン」（令和2年3月沖縄県）

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化び地の目標

5. 推奨種進出地の緑の確保方針の全

6. 推奨種進出地の緑の確保方針の全

7. 地域別計画

8. 配地緑化地区・重点地区の全

9. 向け画で実現に

10. 巻末資料

推奨種リスト：低木

生育型	形態	種名	在来種/ 外来種 区分*	特徴		
				本来の自然環 境に回復が期 待できる種	沖縄らし さを感じ られる種	花や樹形 を楽しめ る種
低木	常緑広葉	アダン	在来種 A	●	●	
低木	落葉広葉	オオムラサキシキブ	在来種 A	●		●
低木	常緑広葉	オキナワツゲ	在来種 A	●		●
低木	常緑広葉	クサトベラ	在来種 A	●		●
低木	常緑広葉	クチナシ	在来種 A	●		●
低木	常緑広葉	クロツグ	在来種 A	●		●
低木	常緑広葉	ゲッキツ	在来種 A	●		●
低木	常緑広葉	サキシマフヨウ	在来種 A	●	●	●
低木	落葉広葉	ショウロウクサギ	在来種 A	●		●
低木	常緑広葉	ソテツ	在来種 A	●	●	●
低木	常緑広葉	トベラ	在来種 A	●		
低木	常緑広葉	ネズミモチ	在来種 A	●		
低木	常緑広葉	パチョウジ	在来種 A	●		
低木	常緑広葉	マサキ	在来種 A	●		
低木	常緑広葉	モンパノキ	在来種 A	●	●	●
低木	常緑広葉	クロトンノキ	外来種 B			●
低木	常緑広葉	県外産ツゲ類	外来種 B			●
低木	常緑広葉	テイキンザクラ	外来種 B			●
低木	常緑広葉	ハイビスカス類	外来種 B		●	●
低木	常緑広葉	ブッソウゲ	外来種 A		●	●
低木	常緑広葉	マツリカ	外来種 B			●

推奨種リスト：草本類

生育型	形態	種名	在来種/ 外来種 区分*	特徴		
				本来の自然環 境に回復が期 待できる種	沖縄らし さを感じ られる種	花や樹形 を楽しめ る種
草本類	多年草	オオタニワタリ類	在来種 A	●	●	●
草本類	多年草	オキナワウラボシ	在来種 A	●		●
草本類	多年草	ゲットウ	在来種 B		●	●
草本類	多年草	コモチシダ	在来種 A	●		
草本類	多年草	タマシダ類	在来種 A	●	●	●
草本類	多年草	ツワブキ	在来種 A	●		●
草本類	多年草	テッポウユリ	在来種 A	●	●	●
草本類	多年草	ハマオモト	在来種 A	●		●
草本類	多年草	ボタンボウフウ	在来種 A	●		●
草本類	多年草	ヤブラン	在来種 A	●		●
草本類	多年草	クササンダンカ	外来種 B			●
草本類	多年草	タマスダレ	外来種 B			●

出典：「沖縄県緑の回廊形成ガイドライン」（令和2年3月沖縄県）

推奨種リスト：地被類

生育型	形態	種名	在来種/ 外来種 区分*	特徴		
				本来の自然環 境に回復が期 待できる種	沖縄らし さを感じ られる種	花や樹形 を楽しめ る種
地被類	常緑針葉	オキナワハイネズ	在来種 A	●		●
地被類	多年草	ギョウギシバ	在来種 A	●		
地被類	多年草	クロイワザサ	在来種 A	●		
地被類	多年草	コウシュンシバ	在来種 A	●		
地被類	多年草	イヌシバ	外来種 B			●
地被類	多年草	ツルメヒシバ	外来種 B			●

推奨種リスト：つる性種

生育型	形態	種名	在来種/ 外来種 区分*	特徴		
				本来の自然環 境に回復が期 待できる種	沖縄らし さを感じ られる種	花や樹形 を楽しめ る種
つる性種	半落葉広葉	アマミツタ	在来種 A	●		
つる性種	常緑広葉	オオイタビ	在来種 A	●		
つる性種	常緑広葉	コウシュンカズラ	在来種 A	●		●
つる性種	常緑広葉	サクララン	在来種 A	●		●
つる性種	常緑広葉	ハマニンドウ	在来種 A	●		●
つる性種	常緑広葉	ヒハツモドキ	在来種 A	●	●	●
つる性種	常緑広葉	ヒメイタビ	在来種 A	●		
つる性種	多年草	ハウライカガミ	在来種 A	●		
つる性種	常緑広葉	リュウキュウテイカ カズラ	在来種 A	●		●

※在来種・外来種の区分は P14 の前掲表の区分に従った。

在来種 A：土地本来の種（潜在自然植生）

在来種 B：帰化の歴史が古くはっきりしない種、限られた地域から人為的に広まったと考えられる種

外来種 A：琉球王朝統一後から明治以前に海外から移入し、一般になじみがあり、広く利用されている種

外来種 B：明治以降に海外から移入した種

出典：「沖縄県緑の回廊形成ガイドライン」（令和 2 年 3 月沖縄県）

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化び地の目標

5. 推奨種進捗地の緑の方化保針の全

6. の推奨種進捗地策の緑の方化保めの全

7. 地域別計画

8. 配地緑慮区化地・重区保点全

9. 向計画て実現に

10. 巻末資料

【参考】花のなる木など

デイゴ (県花)



リュウキュウマツ (県木)



ノグチゲラ (県鳥)



クロヨナ



オオハマボウ



イジュ



ホウオウボク



ブーゲンビレア



カンヒザクラ



ケラマツジ



サンダンカ



ブッソウゲ



テッポウユリ



ノボタン



ツバキ

出典：「緑の美ら島づくり行動計画 ～緑の美ら島の創生をめざして～」(平成 24 年 3 月 沖縄県)

(2) 駆除対象種等

外来種のうち生態系に大きな影響を及ぼすことが知られている種は、下記に示す法律やリストに指定されています。このような外来種（植物）は、基本的にすべて植栽樹種として適さないため、非推奨種としています。

- 外来生物法（特定外来生物）
- 沖縄県対策外来種リスト（防除対策外来種、定着予防外来種）
- 生態系被害防止外来種リスト（定着予防外来種、総合対策外来種、産業管理外来種）
- 世界の侵略的外来種ワースト 100
- 日本の侵略的外来種ワースト 100

種名	非推奨	駆除対象	指定状況				
			外来生物法	沖縄県対策外来種リスト	生態系被害防止外来種リスト	世界的ワースト 100	学識者の意見
カエンボク	●		-	-	-	世界	
カユプテ	●		-	-	-	世界	
ソウシジュ	●		-	対策	重点対策	-	●
タイワンモクゲンジ	●		-	-	-	-	●
トクサバモクマオウ	●		-	対策	重点対策	-	
ハリエンジュ	●		-	-	産業管理	日本	
ギンネム		●	-	対策	重点対策	世界	
アメリカハマグルマ	●	●	-	重点対策	緊急対策	世界	
オオキンケイギク		●	特定外来	対策	緊急対策	日本	
シチヘンゲ（ランタナ）	●	●	-	対策	重点対策	世界	
ツルヒヨドリ		●	特定外来	重点対策	緊急対策	世界	

出典：「沖縄県緑の回廊形成ガイドライン」（令和2年3月沖縄県）



出典：アメリカハマグルマ「沖縄県外来種対策行動計画に基づくアメリカハマグルマ防除計画」（令和2年3月沖縄県）、ツルヒヨドリ「沖縄県外来種対策行動計画に基づくツルヒヨドリ防除計画」（令和2年3月沖縄県）

10.3 第2次うるま市みどりの基本計画改定体制等

10.3.1 策定体制

第2次うるま市みどりの基本計画改定の体制は以下のとおりです。

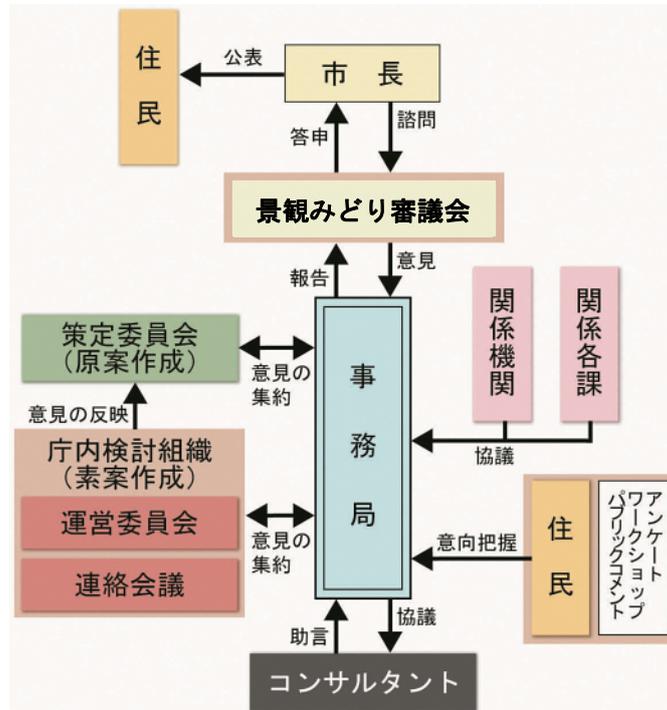


図 10.1 策定体制

10.3.2 策定の経緯

表 10.13 策定の経緯

委員会等	日程	内容
アンケート調査	令和3年9月29日(水)～10月18日(月)	・市民及びみどりの活動団体を対象に実施
ワークショップ	令和4年12月1日(木)、5日(月)、7日(水)	・石川エリア、具志川エリア、勝連・与那城エリアを対象に実施
第1回運営委員会	令和5年5月26日(金)	・うるま市みどりの基本計画の概要 ・うるま市のみどりの基本計画の改定(骨子)について
第1回策定委員会	令和5年8月18日(金)	
令和5年度第2回景観みどり審議会	令和5年9月11日(月)	
第2回運営委員会	令和5年10月12日(木)	・第2次うるま市みどりの基本計画(改定のポイントと素案の構成)について
第2回策定委員会	令和5年10月25日(水)	
パブリックコメント	令和5年11月1日(水)～11月30日(木)	
第3回運営委員会	令和5年12月22日(金)	・パブリックコメントの結果について ・第2次うるま市みどりの基本計画(原案)について
第3回策定委員会	令和6年1月12日(金)	
令和5年度第4回景観みどり審議会	令和6年1月23日(火)	

10.3.3 うるま市みどり条例

平成 17 年 4 月 1 日 条例第 143 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び事業者が協働して、市におけるみどりの保全及び緑化の推進を図り、もって健康で文化的な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹林地、草地、水辺地、屋敷林又はその状況がこれらに類似する土地が、単独で、又は一体となって良好な環境を形成しているものをいう。
- (2) 緑化 みどりの創出及び管理をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、みどりが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、みどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、市におけるみどりが適正に確保されるよう自ら努めるとともに、市が実施するみどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、市におけるみどりが適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施するみどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

(みどりの基本計画)

第 6 条 市は、みどりの適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)の策定に努めなければならない。

- 2 みどりの基本計画の策定に関し必要な事項は、規則で定める。

第 2 章 みどりの保全

(保存樹等の指定)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する樹木、樹林、屋敷林又は生垣(以下「樹木等」という。)を保存樹等として指定することができる。

- (1) 古木又は巨木で美観上樹容が優れているもの
- (2) 地域において、市民に親しまれているもの
- (3) 市街地又はその周辺にあり、風致又は景観が優れているもの
- (4) 無秩序な開発の防止、公害又は災害の防止のため必要なもの
- (5) 水辺地等と一体となり、人と自然との豊かな触れ合いの場を形成しているもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、みどりを保全するために市長が特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、土地及び樹木等の所有権その他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、第 1 項の指定をしたときは、所有者等に通知するとともに、保存樹等の所在地及び範囲等を告示しなければならない。

4 保存樹等の指定に係る基準及び指定期間は、規則で定める。

5 市長は、所有者等の同意を得て、保全樹等の指定期間を更新することができる。

(適用除外)

第 8 条 前条第 1 項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項、第 110 条第 1 項若しくは第 182 条第 2 項の規定により指定され、又は仮指定されたもの
- (2) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定されたもの
- (3) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 2 条第 1 号に規定する自然公園の区域として指定されたもの
- (4) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区として指定されたもの

- (5) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 22 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定により指定されたもの
- (6) 都市緑地法第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区として指定されたもの
- (7) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和 37 年法律第 142 号)第 2 条の規定により指定されたもの
- (8) 国又は他の公共団体が所有及び管理する樹木等で、前各号に掲げるもの以外のもの

(指定の効力等)

- 第 9 条 第 7 条第 1 項の規定による保存樹等の指定及び同条第 5 項の規定による保存樹等の指定期間の更新は、告示によりその効力を生ずる。
- 2 保存樹等に係る所有者等の変更があったときにおいても、その指定の効力は、失われない。

(指定の変更及び解除)

- 第 10 条 市長は、保存樹等の一部又は全部が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を変更又は解除することができる。
- (1) 第 8 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 保存樹等が枯死又は滅失したとき。
 - (3) 所有者等から指定の変更又は解除の申出があった場合で、その申出がやむを得ないと認めるとき。
 - (4) 公益上その他特別の理由があると認めるとき。
- 2 第 7 条第 3 項及び前条第 1 項の規定は、保存樹等の指定の変更又は解除について準用する。

(保存樹等の保全)

- 第 11 条 何人も、保存樹等が適正に保全されるように努めなければならない。
- 2 保存樹等の所有者等は、保存樹等について枯損の防止その他その保全に努めなければならない。

(所有者等の変更等の届出)

- 第 12 条 保存樹等の所有者等は、土地及び保存樹等の所有権その他の権限を移転しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 2 保存樹等の所有者等は、保存樹等が衰弱し、枯死し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置等)

- 第 13 条 市長は、保存樹等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。
- 2 何人も、市長が特に認めるときを除き、前項の規定により設置された標識を損傷し、又は移転し、若しくは除去してはならない。

(台帳の整備)

- 第 14 条 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、保管しなければならない。

(所有者等への指導等)

- 第 15 条 市長は、保存樹等の保全に関し必要があると認めるときは、所有者等に対し必要な指導、助言又は援助をすることができる。

第 3 章 みどりの創出

(緑化推進活動への参加)

- 第 16 条 市民は、地域における緑化を推進する活動に積極的に参加するように努めなければならない。

(公共施設の緑化)

- 第 17 条 市長は、市が設置又は管理する道路、公園及び学校その他の公共施設について、樹木及び花き等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

(民間施設の緑化)

- 第 18 条 市民又は事業者は、自己の所有する住宅又は事業所の敷地内にみどりの空間を確保し、樹木及び花き等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

(緑化協定)

- 第 19 条 市長は、良好な環境を確保する必要があると認める区域について、その土地及び建物の所有権その他の権限を有する者との合意により、当該区域におけるみどりの保全及び緑化の推進に関する協定(以下「緑化協定」という。)を締結することができる。

- 2 緑化協定に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 普及及び啓発

(普及及び啓発)

第20条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する知識の普及及び啓発を図るため、市民及び事業者に対して情報を提供し、緑化意識の高揚に努めなければならない。

(みどりの月間)

第21条 市長は、緑化の普及及び啓発を図るため、期間(以下「みどりの月間」という。)を定め、みどりの保全及び緑化の推進に関する事業を重点的に実施するものとする。

2 みどりの月間に関し必要な事項は、規則で定める。

(実践的活動団体の育成)

第22条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する活動を自主的かつ実践的に行う団体の育成に努めなければならない。

(助成等)

第23条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進のため、市の施策に協力する市民、事業者及び団体に対し、必要な助成又は援助をすることができる。

(うるま市みどり基金)

第24条 市は、みどりが市、市民及び事業者の共有の財産であるという認識のもとに、みどりの保全及び緑化の推進のため、うるま市みどり基金を設置することができる。

第5章 雑則

(立入調査)

第25条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、職員を保存樹等の存する土地に立ち入らせ、状況を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定により立入調査をさせるときは、あらかじめその所有者等に文書で通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭により行うことができる。

3 第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定により通知を受けた者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(指導等)

第26条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対して指導、助言又は勧告をすることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志川市みどり条例(平成14年具志川市条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化び地の目標全

5. 推及緑進び地の緑の方化保針の全

6. の推及緑進び地策の緑の方化保め全

7. 地域別計画

8. 配地緑慮区化地・重区保点全

9. 向計画て実現に

10. 巻末資料

10.3.4 うるま市みどり条例施行規則

平成 21 年 1 月 13 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うるま市みどり条例(平成 17 年うるま市条例第 143 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(審議会への諮問)

第 3 条 市長は、次に掲げる事項について、うるま市附属機関設置条例(平成 17 年うるま市条例第 19 号)第 2 条に定めるうるま市景観みどり審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、答申を受けるものとする。

- (1) 条例第 6 条第 1 項に規定するみどりの基本計画の策定に関する事項
- (2) 条例第 7 条第 1 項に規定する保存樹等の指定に関する事項
- (3) 条例第 10 条第 1 項に規定する保存樹等の指定の変更又は解除に関する事項
- (4) 条例第 19 条第 1 項に規定する緑化協定の締結に関する事項
- (5) 条例第 21 条第 1 項に規定するみどりの月間に実施する事業計画に関する事項
- (6) 条例第 23 条に規定する助成又は援助に関する事項
- (7) その他特に市長が必要と認める事項

(保存樹等の指定基準)

第 4 条 条例第 7 条第 4 項の規定による規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する樹木等とする。ただし、商品としての樹木等は除く。

- (1) 樹木については、1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.2 メートル以上、又は高さが 8 メートル以上であること。
- (2) 登はん性樹木については、枝葉の面積が 20 平方メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木については、高さが 2.5 メートル以上であること。
- (4) 樹林については、その集団の存する土地の面積が 300 平方メートル以上であること。

- (5) 生垣をなす樹木の集団については、その生垣の長さが 20 メートル以上であること。
- (6) その他市長が特に指定の必要があると認めるもの

(保存樹等の指定期間)

第 5 条 条例第 7 条第 4 項の規定による規則で定める指定期間は、5 年とする。ただし、事前に所有者等から保存樹等の指定解除の申出がなかった場合は、同条第 5 項の同意を得たとみなし、引き続き 5 年間指定期間を延長するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

(保存樹等の指定)

第 6 条 条例第 7 条第 2 項の規定による所有者等の同意は、保存樹等指定同意書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 7 条第 3 項の規定による所有者等への通知は、保存樹等指定通知書(様式第 2 号)によるものとする。

3 条例第 7 条第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 指定期間
- (3) 所在地及び範囲
- (4) 樹種
- (5) 本数又は面積等
- (6) 所有者等の氏名

(指定の変更又は解除)

第 7 条 条例第 10 条第 1 項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除の申出は、保存樹等指定(変更・解除)申請書(様式第 3 号)によるものとする。

2 条例第 10 条第 1 項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除したときの所有者等への通知は、保存樹等指定(変更・解除)通知書(様式第 4 号)によるものとする。

3 条例第 10 条第 1 項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除があったときの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び変更年月日又は解除年月日
- (2) 指定期間
- (3) 所在地及び変更範囲
- (4) 樹種

(5) 変更後本数又は変更後面積等

(6) 所有者等の氏名

(所有者等の変更等の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による土地及び保存樹等の所有権その他の権限移転の届出は、保存樹等所有者等の変更等の届出書(様式第5号)によるものとする。

(保存樹等衰弱・枯死・滅失・移植の届出)

第9条 条例第12条第2項の規定による保存樹等が衰弱し、枯死し、又は滅失したときの届出は、保存樹等(衰弱・枯死・滅失)届出書(様式第6号)によるものとする。

2 所有者等は、保存樹等を移植しようとするときは、保存樹等移植届出書(様式第7号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(標識の記載事項)

第10条 条例第13条第1項の規定による規則で定める標識は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 保存樹等の区分
- (2) 指定番号及び指定年月日
- (3) 所在地及び範囲
- (4) 樹種
- (5) 本数又は面積等
- (6) 所有者等の氏名
- (7) 市の表示

(保存樹等管理台帳)

第11条 条例第14条の規定による規則で定める台帳は、保存樹等管理台帳(様式第8号)によるものとする。

(緑化協定の内容)

第12条 条例第19条の規定による緑化協定は、次に掲げる事項について締結するものとする。

- (1) 緑化協定の区域及び面積
- (2) 緑化協定の有効期限
- (3) 緑化の目標に関する事項
- (4) 実施期間に関する事項
- (5) 緑化計画に関する事項
- (6) 市長が行う技術上の指導若しくは助言又は樹木等の斡旋に関する事項
- (7) その他緑化に関する事項

2 市長は、前項の規定による緑化協定の締結があったときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) 緑化協定の区域及び面積
- (2) 緑化協定の有効期間
- (3) 緑化協定をする者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地及び名称)
- (4) 緑化協定の概要

(みどりの月間)

第13条 条例第21条の規定による毎年度の各種事業を重点的に実施する期間は、審議会の意見を聴いて定めるものとする。

2 前項に定める期間は、「うるま市みどりの月間」と称する。

(助成金の交付)

第14条 条例第23条の規定によるみどりの保全及び緑化の推進のための必要な助成は、みどり助成金(以下「助成金」という。)として予算の範囲内において交付することができる。

(助成金の申請手続等)

第15条 前条の規定により助成金の交付を受けようとする市民、事業者及び団体(以下「市民等」という。)は、みどり助成金交付申請書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定する助成金の交付申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、みどり助成金交付決定通知書(様式第10号)により市民等に通知するものとする。

3 助成金の交付を受けた市民等は、事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、みどり助成金実績報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた市民等が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。

- (3) 条例第 10 条第 1 項の規定により指定を解除したとき。

(立入調査)

第 17 条 条例第 25 条の規定による立入調査は、うるま市みどりの環境調査員(以下「調査員」という。)が行うものとする。

- 2 調査員は、職員のうちから市長が任命する。
- 3 条例第 25 条第 2 項の規定による所有者等への通知は、保存樹等立入調査通知書(様式第 12 号)によるものとする。
- 4 条例第 25 条第 3 項の規定による身分を示す証明書は、うるま市みどりの環境調査員証(様式第 13 号)によるものとする。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 26 年 12 月 24 日規則第 43 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

10.3.5 うるま市景観みどり審議会規則

平成 23 年 6 月 21 日

規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成 17 年うるま市条例第 19 号)第 2 条及びうるま市景観条例(平成 23 年うるま市条例第 5 号)第 33 条の規定に基づき、うるま市景観みどり審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、うるま市景観条例に規定する景観づくり及びうるま市みどり条例(平成 17 年うるま市条例第 143 号)に規定するみどりの保全及び緑化の推進に関する事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種市内団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 会長が必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法(以下「書面等」という。)により、委員の意見を求め、審議会の会議に代えることができる。

6 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市建設部公園整備課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附則(平成 26 年 12 月 24 日規則第 43 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のうるま市景観審議会規則(以下「旧規則」という。)の規定により委員である者は、この規則の施行の日に、改正後のうるま市景観みどり審議会規則(以下「新規則」という。)の規定による委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新規則第 4 条の規定にかかわらず、同日における旧規則の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 16 号)抄

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年 3 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年 10 月 3 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(第6期 うるま市景観みどり審議会委員名簿)

人数：10名

任期 自 令和5年7月1日

至 令和7年5月31日

No.	氏名	所属	区分	備考
1	いけだ たかゆき 池田 孝之	国立大学法人琉球大学名誉教授工学博士	学識経験者	都市計画建築
2	やましろ かずみ 山城 一美	沖縄職業能力開発大学校 特任教授	学識経験者	建築
3	よなしろ はるみ 與那城 春海	(公社)沖縄県建築士会うるま支部	関係団体	建築
4	きんじょう おさむ 金城 修	うるま市緑花友の会	関係団体	造園
5	てるや りえこ 照屋 利江子	うるま市文化財ガイドの会 会長	関係団体	歴史
6	せなは よしひこ 瀬名波 良彦	一般社団法人うるま市観光物産協会 理事長	関係団体	観光
7	たかひら かねし 高平 兼司	うるま市水と緑を考える会 会長	関係団体	緑化
8	まつだ かつみ 松田 勝美	うるま市女性団体連絡協議会	関係団体	市民団体
9	かねしろ けんえい 兼城 賢栄	うるま市自治会長連絡協議会	関係団体	市民団体
10	な か ま あさお 名嘉真 朝夫	うるま市自治会長連絡協議会	関係団体	市民団体

10.3.6 うるま市みどり運営委員会規程

平成21年1月9日
訓令第1号

- 改正 平成21年3月27日訓令第15号
平成21年8月18日訓令第39号
平成23年5月13日訓令第27号
平成28年3月31日訓令第33号
令和3年6月28日訓令第39号
令和3年12月28日訓令第72号
令和4年3月31日訓令第24号
令和5年3月31日訓令第22号
令和5年5月18日訓令第39号

(趣旨)

第1条 この訓令は、うるま市みどり条例施行規則（平成21年うるま市規則第2号。以下「規則」という。）第3条に規定する事項に関し調査検討及び総合調整するため、うるま市みどり運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 運営委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 運営委員会の委員は、市長が任命する。
 - 3 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に都市建設部参事を充てる。
 - 4 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 運営委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- 2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 5 委員長は、運営委員会で調査検討した事項について、市長に報告しなければならない。

(連絡会議)

- 第4条 運営委員会の円滑な運営を図るため、運営委員会の下に連絡会議を置く。
- 2 連絡会議の委員は、別表第2に掲げる者を市長が任命する。
 - 3 連絡会議に委員長及び副委員長を置き、委員長に都市建設部参事、副委員長に公園整備課長を充てる。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員を招集し、連絡会議を開くことができる。
 - 5 委員は、規則第3条に規定する事項に係る具体的方針及び計画の立案並びにこれらに関連する事務調整を行うものとする。
 - 6 委員長は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 運営委員会及び連絡会議の事務局は、都市建設部公園整備課に置き、庶務を処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、運営委員会及び連絡会議に関し必要な事項は、各委員長が各会議に諮って定める。

附 則

- この訓令は、平成21年2月1日から施行する。
附 則（平成21年3月27日訓令第15号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成21年8月18日訓令第39号）
この訓令は、平成21年8月18日から施行する。
附 則（平成23年5月13日訓令第27号）
この訓令は、平成23年5月13日から施行する。
附 則（平成28年3月31日訓令第33号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（令和3年6月28日訓令第39号）
この訓令は、令和3年7月1日から施行する。
附 則（令和3年12月28日訓令第72号）
この訓令は、令和4年1月1日から施行する。
附 則（令和4年3月31日訓令第24号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和5年3月31日訓令第22号）
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
附 則（令和5年5月18日訓令第39号）
この訓令は、令和5年5月18日から施行する。

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化地の目標

5. 推奨緑進歩地の緑の方針の全

6. の推奨緑進歩地策の緑の方針の全

7. 地域別計画

8. 配地緑慮区化地・重区保点全

9. 向け画て実現に

10. 巻末資料

別表第1（第2条関係）

職名	備考
副市長	委員長
都市建設部参事	副委員長
都市建設部長	
企画部長	
総務部長	
こども未来部長	
市民生活部長	
経済産業部長	
農林水産部長	
社会教育部長	
学校教育部長	
水道部長	

別表第2（第4条関係）

職名	備考
都市建設部参事	委員長
公園整備課長	副委員長
都市政策課長	
建築工事課長	
維持管理課長	
建築行政課長	
企画政策課長	
危機管理課長	
プロジェクト推進2課長	
総務政策課長	
こども政策課長	
環境政策課長	
市民協働政策課長	
観光イベント課長	
農林水産政策課長	
農林水産整備課長	
教育施設課長	
生涯学習文化振興センター館長	
文化財課長	
学校教育課長	
下水道課長	
農業委員会事務局長	

10.3.7 うるま市みどりの基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、うるま市みどり条例(平成17年うるま市条例第143号)第6条第1項の規定に基づく、みどりの基本計画を策定又は改定(以下「策定等」という。)するため、うるま市みどりの基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、うるま市みどりの基本計画の策定等に関し必要な事項を協議、検討、助言、提言等を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内団体を代表する者
- (3) 市内のNPO等の市民団体
- (4) 市職員
- (5) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、うるま市みどりの基本計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市建設部公園整備課とする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月16日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この告示の施行後最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までになされたうるま市みどりの基本計画の策定等については、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(令和4年3月31日告示第112号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(うるま市みどりの基本計画策定委員名簿)

人数：10名

任期 自 令和5年7月18日

至 計画策定まで

No.	氏名	所属	区分	備考
1	いけだ たかゆき 池田 孝之	国立大学法人琉球大学名誉教授工学博士	学識経験者	都市計画建築
2	おがさわら まさこ 小笠原 昌子	沖縄科学技術大学院大学 (OIST)	学識経験者	生物
3	やましろ あきお 山城 暁	うるま市自治会長連絡協議会	関係団体	自治会
4	いは あげこ 伊波 明子	うるま市女性団体連絡協議会	関係団体	市民団体
5	みやぎ ちから 宮城 力	沖縄電力株式会社具志川火力発電所	関係団体	企業
6	やまぐち ゆきたか 山口 行孝	有限会社らんの里沖縄 (ビオスの丘)	関係団体	企業 (観光)
7	きんじょう おきむ 金城 修	うるま市緑花友の会	関係団体	緑化
8	きしもと ゆりこ 岸本 百合子	「地域に緑と花を」イッペーの会	関係団体	緑化
9	たかひら かねし 高平 兼司	うるま市水と緑を考える会	関係団体	緑化
10	まつお あかね 松尾 茜	うまんちゅ友の会	関係団体	緑化

10.4 用語集

あ 行

愛護団体登録制度

河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園等の清掃・美化活動に取り組む団体を愛護団体として登録し、行政が登録団体の活動に対し支援を行う制度のこと。

うるま市では「うるま市公園等里親制度」、「うるま市道路樹木等管理会助成金制度」をいう。

東の御嶽（シヌグ堂）（勝連浜）

旧暦の6月28日と8月28日の年2回「シヌグ祭り」が行われることから、シヌグ堂とも呼ばれている。シヌグ祭りは、昔、戦に敗れた南山の「平良忠臣」とその一味7~8名が浜に渡って、シヌグ堂に身を隠し、住民に頼んで島の周辺を警戒させて難を凌いだという故事から始まっている。

安慶名城跡（安慶名）

国指定史跡。14世紀に安慶名大川按司が築いたと伝えられる。15世紀頃に最盛期を迎えたが、やがて中山軍により滅ぼされたという。

アマミチューの墓（勝連比嘉）

勝連浜比嘉の東方海岸にアマンジと呼ばれる岩屋の小島があり、そこには洞穴を囲い込んだ墓がある。地元では沖縄を誕生させた、琉球開闢伝説の祖神アマミチュー、シルミチューの男女二神及び他の神が祀られていると伝えられている。毎年、年頭拝みには比嘉のノロ（祝女）が中心となって島の人々が多数参加して豊饒・無病息災・子孫繁栄を祈願している。

伊計城跡（与那城伊計）

伊計島に隣接する岩山でイチーグシクとも呼ばれている。最高標値は48.8m。陶磁器やグスク土器、須恵器等が出土した。

伊波貝塚（石川伊波）

大正9年（1920年）に大山柏氏によって発見された縄文時代後期（沖縄貝塚時代前期頃）を代表する貝塚。ここから出土した土器は、「伊波式土器」と名付けられた。

伊波城跡（石川伊波）

県指定史跡。13世紀に伊波按司が築いたと伝えられる。5代目伊波按司が首里に移った際に廃城となり、現在は御嶽として崇められている。

一時避難場所（指定緊急避難場所）

避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、津波などの災害から安全がある程度確保される公園等をいう。（うるま市地域防災計画平成27年）

御嶽 御嶽

沖縄地方において、村の中心となる聖地。御嶽の多くは森の空間や井泉や川等で、島そのものであることもある。

大田坂（川田・大田）

今から約200年前に、あかばんた掟と玉城親雲上と上門小ビニーの3人によってつくられたと言われている。石灰岩を敷き詰めた石畳の道で、幅2~3m、全長約300mある。首里王府から各間切を繋ぐ宿道（現在の国道）として利用されていた。

NPO：Non Profit Organization

行政や企業とは独立した存在として、福祉・環境・まちづくり等の様々な分野の社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）に限らない。

屋上緑化

建築物の屋上部分に緑化を行うこと。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や夏季の室内温度上昇の軽減等による省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。

か行

外来種（外来生物）・在来種（在来生物）

本来その地域に生息していない、他の地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。これに対し、本来その地域に生息している生物を在来種（在来生物）という。

ガーラ 缸（勝連内間）

昭和3年（1928年）の天皇即位の年に、饒辺に住む学童が与勝尋常高等小学校への通学路として、ガーラの山林を切り通して長い年月をかけ建設された。高さ5m、幅2m、横断延長5mのアーチ型の石缸である。その上から通行人等が通って重圧をかければかけるほど石缸がしまってますます固くなるようにつくられている。

風の道

ヒートアイランド現象に係る対策として、みどり、水辺、都市を繋ぐことにより郊外から都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方。

勝連城跡（勝連南風原）

国指定史跡。平成12年（2000年）12月に世界遺産に登録。12世紀～13世紀に勝連按司が築いたと伝えられる。最後の城主である阿麻和利は、琉球王国に抵抗する有力な按司だったため、中山軍により1458年に滅ぼされたという。

勝連城跡環境保全地区

「勝連城跡の環境保全に関する条例」により、勝連城跡及び周辺の環境を保全整備するため、特に必要な区域として指定された地区をいう。

嘉手苺観音堂（石川嘉手苺）

5代目の伊波按司が、日秀上人^{にっしょうしょうにん}に勧進して建立されたお堂であると伝えられている。始めは伊波の城下に建てられていたが、2度も火災に見舞われ、現在の場所、嘉手苺に移転されている。嘉手苺観音堂は子育て観音様としても崇められ、各地から参拝者が訪れる。字嘉手苺では旧暦の1月7日には観音堂に田芋をお供えし、村の繁栄を祈願する年頭の行事が行われている。

兼箇段城（兼箇段）

グスク時代の遺跡で、標高85mの丘に立地し、丘頂上と中段に2つの広場がある。

急傾斜地崩壊危険箇所

土砂崩れの危険性があり、5戸以上の人家あるいは公共施設に被害をもたらす可能性のある急傾斜地（傾斜度30度以上、高さ5m以上の崖）及び近接地のこと。このうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条で指定された区域を急傾斜地崩壊危険区域と呼ぶ。

旧天願橋（天願）

別名ターチー橋。昭和9年（1934年）頃に、旧天願川に架けられたコンクリート橋で、ゆったりとしたアーチを描く欄干のデザインが美しく、この橋を中心にした天願川の風景が、当時の「南沖繩八景」に選定された。戦争中、米軍の侵攻をくい止める為に、昭和20年（1945年）3月末～4月初旬、日本軍によって爆破された。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

景観重要公共施設

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）のこと。

景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような樹木のこと。

コミュニティ

まち、住宅地、集落等、地域性や共同性という条件で構成されている地域社会のこと。地域共同体。

公民連携

公民連携とは、自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みであり、社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応するために自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施していくための手法。

公民連携の手法には、PFI方式、指定管理者制度、公設民営（DBO）方式、市場化テストのほか、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

さ 行

サターヤの煙突（勝連平敷屋）

平敷屋の製糖工場は、1940年（昭和15年）に11組の旧サターヤ組が合併して新設されたが、僅か4ヶ月操業しただけで、去る大戦により破壊された。現在はレンガ造りの煙突だけがあり、当時を物語る弾痕も残っている。県内で現存するものが少なく、戦跡としても貴重な文化財である。

サンダンカ（山丹花・三段花）

アカネ科の常緑低木。沖縄県の三大名花の1つ。うるま市の花として親しまれている。

自生種

ある地域に古くから自生している植物の種類。

シヌグ堂遺跡（与那城上原）

縄文時代晩期頃（沖縄貝塚時代中期）を代表する約3万㎡の広大な集落跡である。標高100mの丘陵上から東側の崖下にかけて形成されている。

なお、本計画における景観・歴史資源等としてのシヌグ堂は以下が存在する。

- ・シヌグ堂(東の御嶽)（勝連浜）
- ・シヌグ堂パタ（崖）からの眺望（与那城上原）
- ・シヌグ堂遺跡

借地公園制度

平成16年（2004年）の都市公園法改正により、借地契約期間が満了した際に都市公園を廃止することができることを明確化したため、借地公園の活用が図りやすくなった（法第16条第3号）。市は用地を購入する必要が無く、土地所有者は固定資産税等が非課税（無償提供の場合）になるため土地を手放すことなく維持費を抑えられ、双方に利点のある仕組みである。

ジョーミーチャー墓（兼筒段）

いつ頃に築造されたか明らかではないが、墓の構造は山の中腹から下にかけて削り落として横穴式にくり抜いたもので、架橋の下に大小3つの小さな前門がある。この墓には「兼筒段大主」「テビージ」「根人」「キガン」「根神」「祝女」「アジガユ」「門ミーチャーカシラユ」「ナカヌユ」等の遺骨が納められていると言われており、兼筒段ではこれらの霊を慰めるため、昭和38年（1963年）旧暦5月に墓の蓋石を新調し、ここに祀る個人の名を刻記し、後世に伝えとともに墓の現状維持に努めている。

シルミチュー（勝連比嘉）

勝連浜比嘉島比嘉の南南東端の森の中に大きな洞穴があり、琉球開闢伝説の祖神、アマミチュー、シルミチューの居住したところと伝えられている。洞穴内には鍾乳洞の陰石があり、子宝の授かる霊石として崇拝され、信仰圏の広い貴重な場である。

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑及緑化び地の目標

5. 推及緑進び地の緑の方化保針の全

6. の推及緑進び地策の緑の方化保めの全

7. 地域別計画

8. 配地緑慮区化地・重区保点全

9. 向け画て実現に

10. 巻末資料

た 行

高嶺遺跡（与那城上原）

宮城島で一番高い所で標高 120m にある。縄文時代晩期頃（沖縄貝塚時代中期）の集落跡で、遺跡内には「火立毛」の跡と言われている石碑がある。

多自然川づくり

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことである。

脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる。（環境省）

田場ガー

別名ウブガーとも呼ばれ、古くから地域で正月の若水、子どもが産まれた時のカーウリー・産水、生活・農業用水等に利用されてきた。湧き口を囲んだ 2 つの池と水神を祀った祠、池の水貯めをするマグサ、歩き道の石敷き、2ヶ所の降り口、洗濯場がある。平成 11 年（1999 年）に正面上部が一部崩壊したが、区民始め関係者の努力により平成 16 年（2004 年）に修復され、現在も字行事として旧暦正月にカー拝みが執り行われている。

地域森林計画対象民有林

都道府県知事が 5 年毎に策定する、森林の基本的な事項に関する 10 年計画（地域森林計画）が対象とする民有林。

地域制緑地

地域制緑地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号、第 12 号及び第 14 号に掲げる地域地区として計画され、それぞれの根拠法により緑の保全等が行われている。

地区計画

地区毎に建築物の建築形態、道路や公園等の公共施設等の配置等について地権者等の意見を反映して定め、それぞれの地区の特性に相応しい良好な環境を整備、保全するために定められる計画のこと。

地すべり危険箇所

地形図や過去の災害履歴等から判断して地すべりが発生する可能性がある場所のこと。

地すべり防止区域

現に地すべりを起こしている地区又は地すべりをする恐れのある極めて大きい区域と、これと隣接する区域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発する恐れのある極めて大きいもので、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり等防止法第 3 条で地すべり防止区域として指定された地域のこと。

トカゲハゼ

スズキ目ハゼ科の魚。沖縄県及び環境省のレッドデータブックにおいて、それぞれ絶滅危惧種 IA 類に指定されている。日本では沖縄本島の中城湾沿岸及び大浦湾沿岸にのみ生息する。国外では中国南部、マレーシア、インドネシア、インド、北部オーストラリア沿岸等に分布する。

特別緑地保全地区

都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持するために指定する地区のこと。都市計画区域内において、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止となるもの、歴史的・文化的価値を有するもの、風致又は景観が優れているもの、動植物の生息地・生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。特別緑地保全地区に指定されると、竹木の伐採等の様々な行為の規制が発生する。

都市計画区域

都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。都市計画区域は市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都道府県知事が指定する。都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的に市街化を進める「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」を定めることを「区域区分」という。

「区域区分」が定められていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」という。

都市公園等

都市公園は都市公園法に基づき地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地のことです。都市公園等とする場合は、都市計画決定された公園など以外の公園も含む。

な 行

仲原遺跡（与那城伊計）

縄文時代晩期（貝塚時代中期頃）の集落跡である。石囲いの堅穴住居跡11基が発見された。土器、石斧、磨石、凹石、骨製品、貝製品、人骨5体も出土している。現在は堅穴住居跡が復元整備されている。

ヌチシヌジガマ（石川嘉手苅）

地域住民によりメヌティラ・ナカンティラ・クシヌティラ、テラガマと呼称されていたが、戦争時に嘉手苅や伊波の住民が避難した場所であったため、命をしのいだガマという意味で「ヌチシヌジガマ」と呼ばれるようになった。内部は整備され、平和学習・自然体験の場となっている。（参考文献：「うるま市内石川地域遺跡詳細分布調査（平成18年3月）」）

は 行

ピオスの丘（石川嘉手苅）

石川嘉手苅にある亜熱帯植物園。洋蘭の栽培事業等に取り組んでいる。施設内では、沖縄本島内で確認されているトンボ47種（土着種）中30種、蝶57種（土着種）51種類の出現が確認されている。

ビオトープ：Biotop

bio（バイオ：生命）と topos（トポス：場所）の合成語で「生物の生育空間」という意味。ドイツ連邦自然保護局では「有機的に結びついた生物群。すなわち生物社会（一定の組み合わせの種により構成される生物群集）の生息空間」と位置づけている。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の1つ。都市の風致の維持保全を目的としており、指定を受けると建築物の建築や木竹の伐採等についての規制がある。（「うるま市風致地区区内における建築等の規制に関する条例」）

プレイパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとした、子ども達が自由にやってみたい遊びができる遊び場のことで、冒険遊び場とも言う。プレーリーダーと呼ばれる子ども達の見守りや遊び相手となる常駐の大人や、地域のボランティアとともに自主運営しているところが多い。

壁面緑化

ツタ類等で建物の外壁を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇等を設置して外部から見える緑化空間を創出する方法のこと。

平敷屋タキノー（勝連平敷屋）

標高70m余りの小高い丘である。1727年脇地頭一領主としてこの地を配せられた平敷屋朝敏は、水不足になやむ農民のために、ため池を掘り、その時掘り出した土を盛り上げ築いたのがこの丘だと伝えられている。近年住宅化が進み、タキノーや池も整備改修がなされ昔と趣を異にしたが、勝連半島を取り巻く太平洋の見晴らせる素晴らしい景勝地である。昭和61年（1986年）には、和文学者であった朝敏の歌碑記念碑も建立された。

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑化及び緑地の目標

5. 推奨緑化及び緑地の緑化方針の全

6. 推奨緑化及び緑地の緑化方針の全

7. 地域別計画

8. 配地緑化地区・重点地区の全

9. 向け画で実現に

10. 巻末資料

平安名ガー（勝連平安名）

平安名集落北側窪地にある村ガーで、前面に5m×5mの洗い場がある。ウフガーとも呼ぶように、勝連地域内で一番規模が大きい井泉である。伝説では、平安名主が、このカーを開いたと伝えられている。

保安林

森林法に基づき、水源涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

ポケットパーク

道路脇や街区内の空地等の僅かなスペースを利用した小さな公園又は休憩所のこと。

保全配慮地区

みどりの基本計画で定める項目として都市緑地法第4条第2項第6号にある「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項」。豊かな自然環境を有し、景観・生態系の保全、自然とのふれあいの場等として重要な区域を計画的に保全することを目的に設定する地区のこと。

ボランティア

まちづくり等における様々な分野で、自発性、無償性（全くの無償に限らない）、奉仕性の原則に基づいて、共に喜びを持って市民生活を支え合いながら活動しようとする人々、又はその行為。

ま 行

みどりの基本計画

みどりの基本計画とは、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定される「緑の基本計画」のこと。本市では、本計画における「緑」は「うるま市みどり条例」に基づく「みどり」とし、「樹林地、草地、水辺地、屋敷林又はその状況がこれらに類似する土地が、単独で、又は一体となって良好な環境を形成しているもの」としている。

や 行

ユウナ

アオイ科の常緑高木。和名オオハマボウ（大浜朴）。樹皮の繊維が強く敷物や織物として利用される。うるま市の花木として親しまれている。

ら 行

ランドマーク

ある地域の象徴或いは目印として特徴を持つ景観要素。一般的には、周辺から見ることができる高さのあるもので、山や由緒ある建物、高層建築物等になることが多い。

リュウキュウコクタン（琉球黒檀）

カキノキ科の常緑高木。別名クロキ・ヤエヤマコクタン。黒心材は三線の掉に利用される。うるま市の木として親しまれている。

緑化協定、緑地協定

（緑化協定）うるま市みどり条例（平成17年4月1日 条例第143号）第19条に定める。抜粋：良好な環境を確保する必要があると認める区域について、その土地及び建物の所有権その他の権限を有する者との合意により、当該区域におけるみどりの保全及び緑化の推進に関する協定を締結することができる。

（緑地協定）都市緑地法第45～54条に基づく、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全又は緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。緑地協定には、第45条規定（既にコミュニティの形成が行われている地区における協定）と、第54条規定（宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うもの）の2種類がある。

緑化地域制度・緑化地域

(緑化地域制度) 緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより効果的に緑を創出することができる(都市緑地法第34条)

(緑化地域) 都市計画における、地域地区の一つ(都市計画法第8条)

緑化重点地区

みどりの基本計画で定める項目として都市緑地法第4条第2項第8号に基づく「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)」。

緑地率

地域全体に占める緑地面積の割合。ここでいう緑地とは、公共的に担保されたものを指しており、大きくは「公園緑地等の都市施設とする緑地(公園など)」「制度上安定した緑地(緑地保全地域、生産緑地地区など)」「社会通念上安定した緑地(社寺境内地、大学・研究所施設の敷地など)」の3つに分かれる。

わ 行

ワークショップ

地域に関わる諸問題に対応するため、市民・事業者・民間団体・行政等の様々な立場の参加者が、経験交流や共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価等を行っていく活動のこと。

ワイトウイ(勝連平安名)

昭和7~10年(1932~1935年)にかけて勝連平安名南西部(比殿原、嘉慶名久)の農耕地に通じる断崖を掘削した横断農道である。長さ約150m、高さは最高所で20mある。正式名称は比殿農道だが、割って取ったという意味でワイトウイと呼ばれている。

1. 計画の概要

2. 現況調査

3. 計画課題

4. 緑化目標の確保

5. 緑化推進の確保

6. 緑化推進の確保

7. 地域別計画

8. 配地緑化地区・重点地区

9. 計画で実現に

10. 巻末資料

表紙の写真は上から順に、屋慶名海峡、ビオスの丘、ナナホシキンカメムシ、具志川商業高校前のアカギ並木道、天願川、勝連城跡を掲載しています。

第2次うるま市みどりの基本計画

令和6年3月

発行：うるま市役所

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

編集：都市建設部 公園整備課

TEL 098-923-7122

FAX 098-923-7604



沖縄県 うるま市